「わがこと」として考える認知症

9月は認知症月間です

「認知症はひとごと」と思っていませんか。
令和4年度の調査では、65歳以上の高齢者の3人に1人が認知症、もしくは軽度認知障害であると推計されています。
認知症になることは特別なことではなく、誰もが当事者になる可能性があります。
大切なのは、早期の発見と適切な支援、そして地域社会の理解です。
この機会に、認知症を「わがこと」として考えてみましょう。

認知症ってどんな病気？

脳の神経細胞の働きが低下することによって、認知機能（記憶力や判断力）が低下し、日常生活に支障をきたす状態のことです。
高齢化の進展とともに、認知症患者や軽度認知障害（認知症の前段階）の方は増加しています。

～認知症になっても安心して暮らせる社会の実現には、認知症についての正しい理解を広めることが重要です～

地域でともにささえる

地域の取り組み

認知症についての正しい理解を広めるために、市内ではさまざまな取り組みが行われています。
地域の医療機関や介護事業所、市が連携して行っている取り組みの一部を紹介します。

市民公開講座

地域の医療機関と一緒に普及活動をしています。

認知症普及啓発イベント

若年性認知症患者とその家族から講演をいただきました。

認知症サポーター養成講座

女性防火クラブも受講し、日頃の防災活動に役立てています。

認知症サポーター養成講座

認知症への正しい理解や接し方等支援方法を学びます。

このほか、認知症の人やその家族、認知症に関心のある方がどなたでも参加できる「オレンジカフェ」もあります。
これらの取り組みを今後も積極的に展開していくので、認知症について正しく理解するために、まずは足を運んでみましょう。

認知症とともにいきる

介護サービス利用者の声

実際に自分が認知症になった、あるいは身近な人が認知症になった場合は、介護保険のサービスを利用しましょう。

ただ、介護サービスを使うといっても、どこに相談すれば良いのか、どんなサービスがあるのか、サービスを利用するとどんなメリットがあるのか、いろいろわからないことが出てきます。

そこで、認知症により介護サービスを利用している本人やご家族の方、介護事業者に、認知症地域支援推進員がインタビューを実施しました。

今回は小規模多機能型居宅介護を利用しているご本人やご家族、事業者の声です。

小規模多機能型居宅介護事業所とは…

「通い」を中心として、随時の「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービス。

「通い」「訪問」「泊まり」「ケアマネジャー」は同じ事業所の職員で提供されます。

●認知症かも…と思ったのはいつですか？（家族回答）

・通院中に自動車事故を起こしたとき
・同じ話の繰り返しや、お風呂に入りたがらなくなったとき
・「面倒くさい」が口癖になり、習いごとや楽しみにしていたことを、理由なく辞めてしまったとき

●介護保険申請やサービス利用の相談はどこにしましたか？（家族回答）

・主治医の先生
・入院先の病院
・知人・友人
・地域包括支援センター
・小規模多機能型居宅介護事業所

●利用してみていかがでしたか？（本人回答）

・いつも誰かがいて話ができる。
・新しい友人ができた。
・職員さんによくしてもらって楽しい。
・入浴やレクリエーションが楽しみになった。
・安心できる。

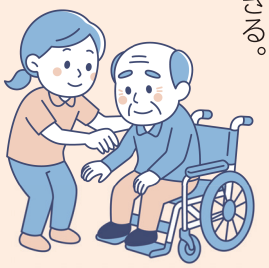

●サービス利用後、家族としての気持ちの変化はありましたか？（家族回答）

・余裕ができてきたことで、本人の身になって接するように心がけられるようになった。
・頼れるところ（事業所）ができた。
・臨機応変に対応してもらって、穏やかな気持ちで本人に対応できるようになった。

●サービス利用を開始してから利用者の変わったところはありましたか？（事業者回答）

・お願いごとに対して拒否ではなく「これで良いの？」と言われるようになった。
・本人が利用を楽しみにしており、利用日を伝えると着替えをして待っている。
・利用した日の夜はぐっすり眠るとご家族より聞いた。
・幻聴や幻視があり落着きがなくそわそわしていたが、利用になれるとだんだん穏やかになってきた。

認知症地域支援推進員が
インタビューを行いました

認知症地域支援推進員より

困ったときは悩まず相談してください

認知症は早期発見・早期対応が重要です。自分が、家族が認知症かもしれない…そんな不安が生じたときは「地域包括支援センター」にご相談ください。

また、認知症に対する正しい理解を広めることが、介護の環境を整えることや、高齢者への虐待等を未然に防止することにも繋がります。

誰もが認知症になる可能性があります。ご本人はもちろん、ともに暮らすご家族の方や身近な方には、さまざまな心配や困りごとが出てきます。

そんなときは一人で抱え込まずに、下記の窓口までお気軽にご相談ください。

認知症地域支援推進員とは…

医療機関や地域の関係者と連携し認知症に関する相談や支援体制づくり、認知症に関する普及や対応力向上を目指します。

市内の地域包括支援センターに配置されています。

認知症地域支援推進員のみなさん

認知症について困ったことや
不安なことがあれば気軽にご相談ください！

みんなで防ぐ！高齢者虐待

◎こんなことは虐待です

・高齢者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれがある暴行を加える。
・高齢者に対する著しい言動または拒否的な対応。
・高齢者を衰弱させるような著しい放棄
・高齢者の財産を不当に処分すること。不当に財産上の利益を得ること。
・高齢者にわいせつな行為をすること。高齢者にわいせつな行為をさせること。

◎虐待かなと思ったら

「もしかしたら…・」「どうしたらよいか分からない」と思ったら、自分１人で抱え込まずにお住まいの地域の地域包括支援センターや高齢福祉課までご連絡ください。
連絡した方や相談者の情報は守秘義務により守られます。
見守り・気づき・助け合いで虐待の起こらない地域づくりを目指しましょう。

「認知症」あんしん手引き

認知症についての基礎知識や相談先、受診先等をまとめたガイドブックです。

市内の地域包括支援センター

	担当地域	電　話	住　所
二本松 第1地域包括支援センター	二本松第一中学校区 （羽石・木藤次郎内を除く）	62-2223	成田町一丁目867番地
二本松 第2地域包括支援センター	二本松第二中学校区	24-5567	安達ヶ原一丁目291番地1
二本松 第3地域包括支援センター	二本松第三中学校区 （および羽石・木藤次郎内）	62-7520	住吉100番地
安達地域包括支援センター	安達中学校区	23-8267	油井字濡石1番地2
岩代地域包括支援センター	小浜・岩代中学校区	24-5272	西勝田字杉内10番地
東和地域包括支援センター	東和中学校区	61-7100	太田字荻ノ田35番地1

◎問い合わせ…高齢福祉課長寿福祉係☎(55)5114 Fax(62)1033